

委員長報告

[目次]

	頁
常任委員会	
企画財政・・・・・・・・・・	29
総務県民生活・・・・・・・・	30
環境農林・・・・・・・・・・	30
福祉保健医療・・・・・・・・	31
産業労働企業・・・・・・・・	33
県土都市整備・・・・・・・・	33
文 教・・・・・・・・・・	34
警察危機管理防災・・・・・	36
特別委員会	
予 算・・・・・・・・・・	36
自然再生・循環社会対策・・・・・	38
地方創生・行財政改革・・・・・	39
公社事業対策・・・・・・・・	39
少子・高齢福祉社会対策・・・・・	40
経済・雇用対策・・・・・・・・	41
危機管理・大規模災害対策・・・・・	41
人材育成・文化・スポーツ振興・・・・・	42

企画財政 委員長報告



副委員長 千葉 達也

〈急施議案〉

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第53号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「今回の補正予算では、国の経済対策と連動して約167億円の県債を計上しているが、どのような交付税措置があるのか」との質疑に対し、「今回計上している県債のほとんどが公共事業に充当するものである。通常は充当率が90%、交付税措置が20%であるが、今回の補正に係る充当率は100%となっている。今回167億円の県債を計上しているが、後に交付税措置される額は理論上141億円で、計上額に対する割合は約85%である」との答弁がありました。

また、「令和6年度末の臨時財政対策債などを除く県債残高が22年振りに増加する見込みとのことだが、この状況をどのように認識しているのか」との質疑に対し、「投資をしっかりと行ってきた結果である。今後も、激甚化する災害への対策など、必要性の高い事業を行っていく必要があるため増加傾向になると認識している。交付税措置のある財政上有利な県債を最大限活用することで、将来負担とのバランスを取りつつ、適切に県債残高の管理を行っていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 関根 信明



企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案10件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第23号議案について、「なぜ、この時期に新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例を改正するのか」との質疑に対し、「令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、2類相当から5類感染症に移行し、社会経済の正常化が進んだ状況を踏まえ、設置目的を変更するとともに、附則において、その資金の一部を一般会計に繰り入れる規定を設けて、今後の感染症対策に幅広く活用できるようにする」との答弁がありました。

次に、第24号議案について、「児童福祉司などの専門職については、国が配置基準を定めているものの、今回の条例改正後においても基準に満たない状況であるが主な要因は何か。また、配置基準を満たす定数とするために処遇改善なども検討すべきではないか」との質疑に対し、「令和5年度の福祉職の競争試験では、37人の募集定員に対して最終合格者が20人となるなど、採用が非常に厳しい状況である。このような状況で定数だけを増やしても、採用する職員の質が下がってしまうおそれがある。処遇改善も含めて関係部局と連携を図り、取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、第55号議案について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で約122億円の返還金が生じた理由は何か」との質疑に対し、「新型コロナウイルス感染症対策のうち、入院協力金や事業者に対する協力金の支給事業など、主に令和3年度の実施計画に記載した事業の実績額が確定したことによる。当時は新型コロナウイルス感染症の動向が不透明であったことから、不足が生じないよう十分に予算額を確保したが、見込みを下回ったことにより、返還金が生じた」との答弁がありました。

このほか、第22号議案、第25号議案、第26号議案及び第45号議案についても活発な論議がなされ、第56号議案ないし第58号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案10件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告

委員長 松井 弘



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、総務部関係では、第27号議案について、「今回の改正は人事管理上の必要性に鑑み行うものであるとのことだが、どのような背景があったのか」との質疑に対し「現状のままでは、管理監督職勤務上限年齢制により、令和6年4月1日以降、殉職等した場合であっても年齢により昇任できない階級が生じる。一方、暫定再任用職員や条例等整備済みの都道府県警察職員は、管理監督職勤務上限年齢制の適用を受けず、殉職等による昇任が可能であり、不均衡が生じることなどから、改正が必要と判断したものである」との答弁がありました。

次に、県民生活部関係では、第46号議案について、「屋内50m水泳場整備運営事業の特定事業契約に関して、現在、大阪万博の運営費や蓮田市市民体育館の改修費用の増加などの報道がされている。今回の契約は、今後の人件費や建材費の高騰への対応が盛り込まれたものになっているのか」との質疑に対し、「今回の事業は、事業期間が約18年と長期にわたることから、契約書上も、物価変動等に応じて、事業予定者に対価として支払うサービス購入料の改定が可能となっている。整備費については、県の工事に準じた仕組みとし、県や事業予定者が物価変動を踏まえて、サービス購入料を適切な水準で改定するスライド条項を定めている。また、運営費については、事業予定者との協議により定めた指標を基に、人件費、電気・ガス等の光熱水費などを適正な水準に改定できる仕組みとしている」との答弁がありました。

このほか、第55号議案についても活発な論議がなされ、第66号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、総務部から「令和6年度地方税制改正案の概要について」及び、予算特別委員会の附帯決議に関連して「大宮公園陸上競技場兼双輪場のあり方の検討状況」について、県民生活部から「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定について」及び「スポーツ科学拠点施設について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告

副委員長 安藤 友貴



〈急施議案〉

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第53号議案のうち農林部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申

上げます。

まず、「森林循環利用促進事業について、皆伐から再造林まで一貫して取り組む林業事業体を支援するとあるが、具体的にはどのような内容か。また、事業のメリットは何か」との質疑に対し、「皆伐を行う事業者が再造林までの作業を一貫して行う場合や、皆伐を行う伐採者と再造林を行う森林組合等の林業事業体が連携して行う場合を想定しており、植栽や獣害防護柵の設置、作業道の整備などに係る費用を助成するものである。また、伐採後に再造林することを条件としているので、いわゆる伐採放棄地の発生を防止できる」との答弁がありました。

また、「農地防災事業について、県内の農業用ため池のうち対策が必要なものは幾つあるのか。また、今後どのような対策を講じるのか」との質疑に対し、「467か所のうち、対策が必要な防災重点農業用ため池は232か所である。そのうち既に対策済が11か所で、改良工事の実施中が5か所である。いわゆるため池特措法で令和12年度までに対策工事に着手することになっているため、事業費等を精査して全体像を明らかにした上で、年度別の実施計画を策定し進めていく。あわせて、監視システムの整備、使用頻度の少ないため池の廃止などについて検討していきたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 高橋 稔 裕

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、第28号議案について、「都市部で余った森林環境譲与税を山間部で活用することについて、進捗状況はどうか」との質疑に対し、「市町村間で連携する協定の締結を推進している。年度内には横瀬町と伊奈町が協定を締結する予定であるほか、現在10市町で協議が進んでいる」との答弁がありました。

また、「彩の国みどりの基金の活用事業をどのように見直すのか」との質疑に対し、「市町村が実施する里山平地林整備への補助については、森林環境譲与税の活用が可能のため令和5年度で廃止する。水源地域の森林整備については、原則は譲与税の活用となるが、市町村の財源が不足する場合は、引き続き基金を活用していただく」

との答弁がありました。

次に、農林部関係では、第55号議案について、「補正額が大きい主な事業とその理由は何か。また、当初の事業目的は達成されるのか」との質疑に対し、「最も補正額が大きいのは林業・木材産業構造改革事業で、現場からの要望等が当初の見込みを下回ったことや、国に要望したが採択されなかったものである。ほかの制度を活用し実施しているほか、事業計画を見直した上で再度国に要望するなど対応していくため、現時点で大きな影響はない。また、ほ場整備事業や農地防災事業は、各都道府県から国への要望が多く、本県への割当てが要望額を下回った。割当額に応じて事業計画を見直すほか、国の経済対策に基づく補正予算も活用して事業の進捗を図っている」との答弁がありました。

このほか、第47号議案、第48号議案及び第62号議案については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、このほか、当面する行政課題として、環境部から「埼玉県生物多様性保全戦略（2024～2031年度）の策定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告



副委員長 柿 沼 貴 志

〈急施議案〉

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第71号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「県の主張が裁判官に認められなかった原因をどのように考えているのか」との質疑に対し、「違法と認定された医学的意見書の判断の誤りについて、原告の外反母趾の症状は補装具支給の対象ではないということに関して、裁判官の理解を得られなかった。また、福祉制度である補装具相談を強く求めている原告の意に反し、医療制度である補装具外来を勧めたことについて、違法性が認定されることを想定していなかった」との答弁がありました。

また、「令和元年に作成された医学的意見書が誤ったものであり、違法とされた点について、意見書に問題があるのか第三者の医師に意見を求めるべきと考えるが、どうか」との質疑に対し、「今回の判決を受けて、新たな説明を十分に検討しなければならない。専門的な知見を有

する第三者の意見も控訴理由書の作成に当たり考慮したい」との答弁がありました。

続いて、討論に入りましたところ、賛成の立場から、「第一審において、県の主張とその証拠の提出が不十分であったのではないかと。なぜ県の主張が裁判官に認められなかったのか、この点を明確に分析し、控訴審においては、裁判官の理解を得られる主張及び証拠の提出を検討する必要がある。この点を強く指摘し、明確な対応を求めるとの意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本議案に対し、附帯決議として、「本件における問題は、第一審において、裁判官に対し、県の主張を認めるに値する心証を形成させることができなかつたという点にある。控訴審においても、同様の主張を行えば、第一審と同じ結果になる懸念が極めて大きい。よって、第一審において、県の主張が裁判官に認められなかった理由を明確に分析する必要がある。控訴審においては、裁判官の理解を得られるよう十分な主張とその証拠の提出を検討し、万全の措置を講じること」との提案があり、採決いたしましたところ、総員をもって附帯決議を付すことに決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 渡辺 大

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案13件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、第32号議案について、「条例の改正により、幼保連携型を除く認定こども園における職員の特例配置が可能となるが、条例の公布及び施行は本年度末である。一方で、各園の職員配置は令和6年4月1日から開始されることから、対応は間に合うのか」との質疑に対し、「今回の特例を適用することで、多くの認定こども園で雇われている保育補助者を、保育士とみなして雇用することができる。そのため対応可能と考える。また、改正について、既に各市町村へ周知している。保育サービスの実施主体である市町村には、改めて円滑な実施に向け準備を進めていただければ」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第51号議案について、「第8次埼玉県地域保健医療計画案では、指標の現状値が、第7次計画策定時の現状値と比較して悪化しているものがある。第7次計画の検証を、どのように第8次計画案へ反映させたのか」との質疑に対し、「目標値の設定に当たっては、これまでの実績や分析結果等も踏まえ、到達できるレベルとなるよう留意したものや国の指針等を踏まえ設定したものがある。設定に際しては、地域保健医療計画推進協議会における審議を経るなど、専門家からの意見を踏まえ決定した」との答弁がありました。

また、「能登半島地震のような大規模災害が本県でも発生する可能性があり、災害時医療について重要性が増している。第8次計画案では、平時の備えも含めてどのように体制を確保していくのか」との質疑に対し、「災害時医療に関する体制の確保については、大きく三つの方向性を打ち出している。一つ目は、災害が起きたときに保健医療活動の調整を県において速やかに実施できる体制、二つ目は、災害時においても各医療機関で医療を継続できる体制、三つ目は、それを担う人材である」との答弁がありました。

このほか、第29号議案ないし第31号議案、第33号議案ないし第36号議案、第55号議案、第60号議案及び第61号議案についても活発な論議がなされました。

続いて、討論に入りましたところ、第51号議案に反対の立場から、「新型コロナウイルス感染症の教訓を生かし、高度急性期病床、急性期病床も含め積極的に病床を整備すべきである。また、医師確保については、議会の決議でもある県立大学医学部設置をしっかりと計画に位置付けるべきである」との意見が出されました。

続いて、第51号議案に賛成の立場から、「指標の設定に当たり、目標達成に向けた考え方について、一貫性がない部分も見受けられる。今後、計画の中間年である計画変更の際に、この指標の改善、また、変更を含めた取組を求めて賛成する」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました知事提出議案12件について採決いたしましたところ、第51号議案については多数をもって、そのほかの議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第1号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「マイナ保険証は、医療関係者が患者データを共有するなどにより、質の高い医療を受けられることや、医療費適正化などに資する観点から、国民が享受するメリットは大きく、その必要性は極めて高いと考える。一方で、現状は、健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴う、言わば過渡期であり、混乱を最小限に抑える措置が必要である。この点、令和5年6月に公布された改正マイナンバー法において、発行済みの健康保険証は、廃止後、最長で1年間健康保険証を有効とみなす経過措置が設けられている。また、保険者は、マイナ保険証を保有していない全ての方に申請によらず、資格確認書を交付することができ、かつ、資格確認書は更新ができることとされている。以上のマイナ保険証の必要性及び経過

措置を鑑みれば、従前の保険証の廃止期日を延期すべきという考えには賛同できない」との意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「現状、マイナ保険証やそのシステムをめぐるトラブルが多発している。県保険医協会が昨年12月に実施した調査では、58%の開業医がトラブルを経験しているとされている。また、厚生労働省が昨年公表した国家公務員の保険証の利用率は4.36%とのことであり、利用が進んでいないことが明らかとなっている」等の意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、議第1号議案「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例の一部を改正する条例案」の審査について申し上げます。

まず、提案代表者から提案説明がなされ、その後質疑を行いました。

その中で、「改正内容について様々な事業者に知らせることが必要だと考えるが、事業者に対する周知について、執行部がどのように行うことを想定しているのか」との質疑に対し、「執行部と周知の具体的な方法について意見交換を実施した。執行部からは、チラシの作成のほか、経済団体や交通事業者等を通じて、幅広い周知を行うとの説明があった。執行部に対しては、確実、着実な周知をお願いした」との答弁がありました。

また、「合理的配慮が義務化されるとのことだが、罰則規定はあるのか」との質疑に対し、「罰則規定はない。ただし、条例の規定に基づき、合理的配慮がなされない場合、知事に申立てをすることができる。また、当該申立てに基づいて、知事は調査並びに事業者に対して助言、あっせんを行うことができる。そして、改善がされない場合は、知事は事業者に対して勧告できる」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、議第1号議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、福祉部から「第7期埼玉県地域福祉支援計画(案)について」、「第9期埼玉県高齢者支援計画(案)について」、「第7期埼玉県障害者支援計画(案)について」、「第2期埼玉県再犯防止推進計画(案)について」、「第2期埼玉県ケアラー支援計画(案)について」及び「埼玉県総合リハビリテーションセンター病院部門 経営強化アクションプラン(案)について」、保健医療部から「順天堂大学附属病院整備の進捗状況について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

委員長 高木 功 介



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第55号議案について、「農大跡地活用等推進事業が大幅な減額補正となっている理由として、用地取得費が見込みを下回ること等とあるが、事業に必要な用地の取得は順調なのか。また、見込みを下回った理由は何か」との質疑に対し、「昨年12月に事業用地の取得契約が完了した。今年度中に土地の引き渡し完了し、来年度の建設工事は計画どおり着工できる見込みである。また、減額の主な理由として、昨年度の用地取得が想定より早く進んだことで、結果的に、今年度見込んでいた用地取得費の一部が不用となった」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第39号議案について、「希望する使用者より順次スマートメータを導入していくとのことだが、使用者にとってメリットがあるならばスマートメータの導入は進むように思う。見込みはどうか」との質疑に対し、「現時点で数社から問合せを受けているが、条例改正後に改めてスマートメータのメリット等を含めて周知することとしている。スマートメータを希望する企業や記録計を更新する企業から順次、切替が進むものと考えている」との答弁がありました。

このほか、第37号議案及び第67号議案についても活発な論議がなされ、第68号議案及び第69号議案については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案6件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告

副委員長 橋 詰 昌 児



〈急施議案〉

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第54号議案について、「急傾斜地崩壊対策事業の市町村負担額が大きい場合、負担することが難しいことや事業に遅れが生じてしまうことが懸念されるが、どのように調整しているのか」との質

疑に対し、「地元自治体から事業要望があった際は、事業費や負担額の概算などを示しながら調整し、同意を得た上で、事業を実施している。また、危険箇所については、土砂災害警戒区域や建物の規制がかかる土砂災害特別警戒区域の指定などのソフト対策もしっかりと行い、地域の安全安心を確保していく」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第53号議案について、「つくばエクスプレス沿線地域整備推進費は、約1億6,500万円が増額補正として計上されているが、急施としている理由は何か」との質疑に対し、「八潮南部西地区は、事業終盤に差しかかり、残りの工事箇所は限られているが、物件移転が完了し、整備が可能となった道路事業や、調整池の流入施設の工事などについて、地権者に早期に事業による受益を享受いただくために急施で計上した」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 杉田茂実

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案7件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第55号議案について、「今回の補正予算では、多くの事業で事務費の節減に伴う減額補正をしているが、具体的な内容は何か」との質疑に対し、「DXの推進に伴うペーパーレス化による印刷製本費等の減少やオンライン会議の活用による出張旅費の抑制のほか、公共工事以外の入札の際にも、入札差金が生じたことなどによる」との答弁がありました。

次に、下水道局関係では、第70号議案について、「資本的収入及び支出が約57億円減額されている。老朽化した下水道の更新などは非常に重要であるが、今後の事業に影響は出ないのか」との質疑に対し、「減額の大きな要因は、国庫補助金の当初予算の内示額が要望から大きく下回ったことである。事業への影響が出ないよう、請負差金を有効活用するなど予算を効率的に執行するほか、国の経済対策等も積極的に要望して、交付金の確保に努めている。その結果、優先度の高い老朽化対策や災害対策については予算確保できている」との答弁がありました。

このほか、第38号議案、第49号議案、第50号議案及び第63号議案についても活発な論議がなされ、第64号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案7件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、都市整備部から「県営水上公園における今後の水着撮影会の在り方について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

文教 委員長報告



副委員長 宮崎 吾一

〈急施議案〉

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第53号議案のうち教育局関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「県立特別支援学校4校の空調改修工事による教育活動への影響はないのか」との質疑に対し、「教室内で作業が必要となる室内機設置工事は、児童生徒がいない夏休み期間に実施する。また、既存設備の撤去は、新設空調の整備完了後に行い、空調を使用できない期間が生じないように、配慮して進めていく」との答弁がありました。

また、「埼玉県において、GIGAスクール運営支援センターは単独型での設置となっているが、地域間格差を解消する取組はどのように考えているのか」との質疑に対し、「令和6年度からは、県が設置する協議会に参加することが、市町村が国庫補助を受ける要件となる。協議会は現在も全市町村が参加しており、その中で好事例の共有や先進自治体・先進校の視察、授業の公開、指導主事による研修など、広域連携による取組を行っており、引き続きこうした取組を進めていく」との答弁がありました。

また、「GIGAスクール運営支援センターの設置に係る事業を急施議案とした理由は何か」との質疑に対し、「令和6年度当初予算で対応した場合、4月以降に契約事務に取り掛かり、設置は6月頃となるが、急施議案として議決いただいた場合、年度内に契約の準備が可能となる。4月中旬には設置したいと考えており、これにより学校現場に支援が早く行き届くこととなる」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 鈴木 正 人



文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第40号議案について、「事務局職員の定数改正は、1人1台端末を活用した個別最適な学びの推進等に対処するためとあるが、どのような事務が増加するのか」との質疑に対し、「1人1台端末は、令和6年度以降に更新の時期を迎え、県と市町村で共同調達を行う予定となっていることから、全市町村が参加する会議の設置や、市町村への意向調査、調達する端末の仕様の決定、業者選定といった新たな業務が発生する」との答弁がありました。

次に、第52号議案について、「第4期埼玉県教育振興基本計画には、新たな中高一貫校の設置についての言及がないが、令和6年度からの5年間で整備は進めないのか」との質疑に対し、「県教育委員会では、アンケート調査や他県の特徴ある中高一貫校の視察を行うなど中高一貫校の設置検討を行っている。中高一貫校は、子供たちのニーズに応える多様な選択肢の一つである一方、少子化の進展により、市町村によっては小・中学校の再編整備等も進めていることから、中高一貫校の設置については、今後の生徒数の減少状況、市町村への影響なども慎重に見極めながら、総合的な見地から引き続き検討が必要と考えている」との答弁がありました。

また、「部活動の地域クラブ活動への移行については、本計画では、地域クラブ活動の整備・充実を図るとあるが、策定中の埼玉県地域クラブ活動推進計画案との整合性はどうか」との質疑に対し、「地域クラブの整備・充実に向けての考え方や方向性は、計画案の記載内容との整合を図っている」との答弁がありました。

さらに、「本計画の競技スポーツの推進において、来年には日本初開催となる東京デフリンピックを控えているにもかかわらず、デフスポーツに関する記載がないが、取組の予定はないのか」との質疑に対し、「パラスポーツの概念に聴覚障害の方も含めており、今後、ボッチャなどのパラスポーツイベントや県内の学校を対象としたパラスポーツ体験などの中で、デフリンピックについても周知していく」との答弁がありました。

次に、第55号議案について、「ペーパーティーチャーセミナーの広報は、セミナー参加者の属性などを把握し、

日常生活の動線の中で仕掛けることが効果的だと思うが、どうか」との質疑に対し、「今後、参加者の居住地や、勤務先、通勤方法などについても把握することで、より多くの参加者を確保するための効果的な広報を検討していく」との答弁がありました。

このほか、第41号議案、第42号議案及び第65号議案についても活発な論議がなされました。

第52号議案については、質疑が終了したところで、「第4期埼玉県教育振興基本計画は、令和6年度から5年間の本県における教育の基本理念や基本目標、施策体系などの根幹を定め、県民に対して埼玉県教育の姿勢を示す重要な基本計画であり、慎重に審査する必要がある。本委員会での審査を通じて、本計画案には欠落している点や不足している点が多くあることが明らかになり、改善を図った上で、更なる審査を行う必要がある。県民に対して誤解等を与えない、より良い計画を作り上げるには、今会期中の限られた期間で結論を出すことは困難であるので、継続審査とすべきものとするをを求める」との動議が提出され、直ちに、本動議を議題といたしました。

討論においては、まず、継続審査とすべきものとするに反対の立場から、「中高一貫校やデフリンピックについて、現状、県の最上位計画である5か年計画に記載はない。本基本計画の本質的な部分は、原案でよいと考える」、「継続審査中に執行部が本議案を修正することは手続上できず、計画期間に空白が生じる」との意見が出されました。

次に、賛成の立場から、「本計画は社会の変化や国の施策、世界の動向に対して、柔軟にかつ迅速に適応し、未来を見据えたものでなければならない。本委員会では指摘のあった様々な質問や意見について考慮し、新たな議論を踏まえ、本計画を完成に近づけるための時間が必要である」との意見が出されました。

続いて、本動議について採決しましたところ、賛成多数をもって本動議を可決し、継続審査とすべきものと決した次第であります。

また、第52号議案を除く議案5件については、採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「小学校で行われている生い立ちを振り返る授業への配慮について」質問が行われました。

その中で、「授業のために、時系列で数枚の写真の提出を求められるが、事情により写真がない家庭や時系列でエピソードを書く欄が一部空白になる家庭もある。教員がすべき配慮について伺いたい」との質問に対し、「一律に出生時から順にたどって、自分の成長を振り返ることが、学習指導要領上求められているわけではない。児童が自分自身の成長を実感できることがこの授業の主眼であり、小学校入学時からの成長を振り返ることで、授業の狙いを達成できるので、一律に写真の提出などを求める必要はない。これまでも通知やリーフレット等により市町村に対して周知してきたが、改めて教員一人一人への指導を徹底したい」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告



委員長 阿左美 健 司

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第43号議案について、「警察職員の定年引上げにより、新規採用者数に影響は生じるのか。また、定年引上げは、今後、2年に一度行われることとなるが、条例改正も2年に一度行われるのか」との質疑に対し、「令和5年度は定年退職者が生じないため、60歳以降も勤務継続を希望する職員分の新規採用は抑制されることとなるが、60歳で退職を希望する職員が多く見込まれるため、影響は少ないと考えている。また、警察庁から今後の方針は示されていないが、同様の改正が2年に一度行われるものと考えられる」との答弁がありました。

次に、第44号議案について、「警備業認定証などの認定書の交付が廃止となるが、どのように認定等を証明するのか。また、廃止について県民等へどのように周知を図るのか」との質疑に対し、「各事業者は、認定を受け、又は届出したことを示す標識を作成し、営業所の見やすい場所に掲示するほか、一部の事業者を除き、当該標識を事業者のウェブサイトに掲載して閲覧できるようにしなければならないこととなる。これらの方法により、認定等を明示するものである。また、認定証の廃止については、県警察ホームページやリーフレットを活用するほか、関係団体を通じて県民等に周知を図っていく」との答弁がありました。

このほか、第55号議案についても活発な論議がなされ、第59号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採択いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、危機管理防災部から「令和6年能登半島地震に対する県の対応について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

予 算 特別委員長報告



委員長 神 尾 高 善

予算特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案21件であります。

初めに、部局別質疑を3月11日から15日までに5日間行い、集中的に審査を行いました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「常にあるべき未来を念頭に施策に取り組むべきと考えるが、各部局がバックキャストिंगの手法で事業を予算化するために行った工夫は何か」との質疑に対し、「5か年計画は、2040年を見据えてバックキャストिंगの視点で12の針路、具体的な施策を組み立てており、これを踏まえた。また、10年先を見据えたDXビジョンからバックキャストすることに留意し予算編成を行った。具体的にはEBPM調書を作成し、約1,800事業のうち、770の事業について、将来像と現状の乖離を分析して施策を構築した」との答弁がありました。

次に、「昨年度、県庁舎の再整備に当たって、早期に目標期限を定めるよう附帯決議を行ったが、今年度はどのように検討してきたのか。また、より迅速に検討を進めるべきではないのか」との質疑に対し、「今年度は民間コンサルタントを交えた検討、有識者等へのヒアリングなどを通じ多岐にわたる観点から検討を深めてきた。また、昨年10月には県庁舎再整備専門家会議を組織し、DXによる影響や県庁舎としての利便機能等の課題の整理を進めてきた。今後、これらの課題について、スピード感を持って議論を進めたい」との答弁がありました。

次に、「埋立跡地を活用した資源循環モデル事業は、資源循環による農業のモデル化を目的としているが、どのような農場を作るのか。また、しっかりとした運営は可能なのか」との質疑に対し、「寄居町の環境整備センター埋立跡地に農場と公園を作り、農場では、循環型農業の体験等を行う地域と、商業化の実証実験を行う事業所の二つのエリアを整備する。食品残さを活用した堆肥等で農作物を生産し、地元で販売することによりサーキュラーエコノミーの実践を図る。また、運営については、先端技術を持つ事業者8社のほか、地元寄居町の協力があるため、十分可能である」との答弁がありました。

次に、「放課後児童クラブの待機児童解消のために、児童館等の既存施設を活用して、受皿を確保するということが、具体的にはどのような内容か。また、対象として、県内20か所を想定しているとのことだが、どの程度の市町村をカバーできるのか」との質疑に対し、「新たに放課後児童クラブが整備されるまでの間、児童館や公民

館などの施設に専門のスタッフを配置させることで、児童の見守りなどを行っていく。対象は、待機児童が10人以上生じている、又は生じる可能性のある市町村である。昨年5月1日時点で、待機児童が10人以上生じているのは18市であるため、十分にカバーできる」との答弁がありました。

次に、「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）の整備について、地元自治体を巻き込み特区制度の活用など、実際の街中でも実証実験ができるようにすべきではないのか」との質疑に対し、「センターで対応できない実証実験に関しては、条件に合う河川敷等の活用について、関係者と調整を図っていく。特区の指定については、今後関係者から規制緩和に関するニーズ等をよく聞き取って判断していく」との答弁がありました。

次に、「医師確保対策のための地域枠奨学金の貸与枠拡充について、今後の医師確保数の見通しはどうか。また、民間医療機関での勤務でも、奨学金の返還免除となるよう検討しているとのことだが、来年度の予算に反映されているのか」との質疑に対し、「地域枠奨学金と、県外医学部に通学している学生に貸与する奨学金制度を合計すると、今年度は135名が勤務している。令和6年度は207人、令和10年度には362人となる見込みである。また、公的医療機関は、地域の中核的医療機関として不採算医療を担うことが医療法で定められている。このことを踏まえ、返還免除については、公的医療機関での勤務を要件としている。来年度の新たな予算は設定していないが、後確保できる医師数の動向や勤務先の状況も踏まえ、検討を進めたい」との答弁がありました。

次に、「県営公園は、乳幼児から高齢者まで、性別を問わず誰もが安心安全に利用できるよう整備していくことが重要であるが、『誰もが使いやすい公園づくり事業』を新たに立ち上げた背景は何か」との質疑に対し、「県営公園においても、ジェンダー主流化の視点を取り入れるため、公園施設の満足度について県民アンケートを行った。その結果、女性は男性に比べてトイレに対する満足度が非常に低く、授乳室が遊び場から遠く不便であるなどの意見があった。そのため、遊具や授乳室等の充実と適切な配置、また、誰もが安心して利用できるトイレの整備等が必要と考えたためである」との答弁がありました。

次に、「スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置はどの程度充実したのか。また、誰一人取り残さない教育のため、常勤化が必要だと思うが、その道筋はどうか」との質疑に対し、「スクールカウンセラーは、令和5年度から、全ての公立小学校で月1回半日程度だった配置を、全体の約8割の小学校で月1回1日程度に拡充するとともに、全日制高校の配置学校数を18校から30校に拡充している。また、スクールソーシャルワーカーは、令和4年度に全日制高校24校で新たに配置するとともに、定時制高校6校での配置を週2日から週3日に拡充している。常勤化については、国からいまだ方向性が示されていないため、引き続き国に対して要望していく」との答弁がありました。

次に、「発災初期にドローンを活用した情報収集が必要な理由は何か。また、委託での実証実験を行うとのこと

だが、ドローンの購入は考えていないのか」との質疑に対し、「現在、災害オペレーション支援システムで、関係機関から情報を収集しているが、災害発生時には業務に忙殺され入力の後手に回る状況も想定される。このため、県では初動対応を適切に行うため、被害状況の把握に、ドローンを活用できないか実証実験を行う。また、購入については、県内一律にバランスよく機体を整備する必要があるため、コスト面を考え、まずは委託での実証実験を行い有効性を探っていく」との答弁がありました。

このほか、主な質疑事項として、eスポーツの推進、全国植樹祭の機運醸成の取組、直轄道路事業との連携、下水道管の老朽化対策、交通安全施設の整備などについて質疑がありました。

次に、総括質疑を3月19日に行い、更に慎重な審査を重ねました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「あと数マイルプロジェクトでは、地下鉄7号線の延伸はより実現性が高いのではないかと。優先順位を明確にして集中的に進めるべきである。また、さいたま市と一緒に伴走型で進めるべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「地下鉄7号線は、プロジェクトの中で最も早く進む可能性が高いことから優先度を付して進めている。さいたま市をしっかりと支えながら、可能な限り早期に延伸が実現できるよう具体的に施策を進めたい」との答弁がありました。

次に、「県庁舎再整備事業について、未来の県庁の先行モデルである北部地域振興交流拠点の機能を見てから県庁舎の位置を決めることとなっているが、まず先に位置を決める必要があるのではないかと」との質疑に対し、「県庁舎の位置の検討について、まずは必要な規模を見極める必要がある。そのためには、前例がない、未来の県庁の姿や新たな働き方を目に見える形にする必要があり、北部地域振興交流拠点を県庁舎に先行して整備することとしているが、その整備が終わった後ではなく、来年度には、現地での建替えや移転する場合のメリット、デメリットの検討も含め、専門家会議などで議論を深める予定である」との答弁がありました。

次に、「渋沢栄一起業家サロン（仮称）とSAITAMAロボティクスセンター（仮称）について、これらを融合させることで埼玉県の独自性が見出せるため、相互に連携する仕組み作りが重要だと思うがどうか」との質疑に対し、「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）はAIやロボティクスの分野に特化している。渋沢栄一起業家サロン（仮称）が対象とする分野は必ずしもこの分野に限定されているわけではないが、ロボット産業も含まれるため、サロンのマッチング機能を活用し、分野が重なる点についてどのような連携ができるのか現在検討を進めている」との答弁がありました。

次に、「バーチャルユースセンター（仮称）事業について、通常は核となるリアルの拠点があって、市町村にノウハウが伝わっていき、それでも対応できない場合にバーチャルで補うものではないのか。リアルとバーチャルを一緒に考えなかったのはなぜか」との質疑に対し、「リ

アルのユースセンターは、若者がより身近で気軽に利用できるように地域の实情に通じた市町村が整備することが効果的であると考えている。一方で、バーチャルユースセンターは市町村の垣根を超えてより広域の地域を相手にできる特徴があり、リアルとは特徴が異なるため、まずは県の特徴を生かせるバーチャルのユースセンターを設置し、この経験を次のステップに生かしていきたい」との答弁がありました。

このほか、主な質疑項目として、学校における働き方改革、観光施策、新たな感染症への備え、AYA世代がん患者への支援、順天堂大学附属病院の整備、いじめ・不登校対策、多文化共生社会の実現に向けて、人口減少・超少子高齢社会への対応、経済・物価高騰に対してなどについて質疑がありました。

次に、討論及び採決を3月22日に行いました。討論では、第1号議案に反対の立場から、「彩の国さいたま芸術劇場の利用料金を10%引き上げたことや、私立学校父母負担軽減事業補助金を県外私立学校に通う生徒に不支給としていることなどから反対する」との討論がありました。そのほか、第8号議案及び第19号議案についても反対の立場から討論がありました。

一方、第1号議案に賛成の立場から、「児童支援の充実をはじめ、サーキュラーエコノミーの推進や中小企業支援など、環境と経済のバランスを考えた施策が予算計上されている。厳しい物価高や社会経済状況の中でも、埼玉県の未来に知事のビジョンが反映されたこの予算案を評価し賛成する」。また、「防災減災対策をはじめ、生産性の向上や人手不足対策の支援、経済団体等と連携した価格転嫁の機運醸成、ジェンダー主流化の推進、性の多様性の尊重など、安心して生活できる社会の実現を目指す施策展開を高く評価し賛成する」との討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、採決いたしましたところ、第1号議案、第8号議案及び第19号議案については多数をもって、第2号議案ないし第7号議案、第9号議案ないし第18号議案、第20号議案及び第21号議案については総員をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

その後、附帯決議が提案されました。『第1号議案令和6年度埼玉県一般会計予算』について、事業の執行方法に関して、以下の適切な対応を求めるものである。

第一に、地下鉄7号線について、令和6年度は特に延伸への大事な一年として捉え、さいたま市との強力な伴走体制の構築に努めること。

第二に、教育施策について、県立高校における職業人材教育の充実、それに伴う新たな専門学科の創設、中高一貫教育校と国際バカロレア校の設置等、県民ニーズに応えるために更なる検討を行うこと。

第三に、渋沢栄一起業家サロン（仮称）とSAITAMAロボティクスセンター（仮称）の連携を図るとともに、国のスタートアップ・エコシステム拠点都市への参加を見据えた事業の進捗を図ること。

第四に、バーチャルユースセンター（仮称）については、既存のユースセンターの知見を生かしながら運営し、リアルなユースセンター創設に向けて、市町村と協議すること。

第五に、子どもの育成等や、福祉介護に携わる保育士・幼稚園教諭・児童養護施設職員・介護士・看護師等の人材流出と人材不足を補うために早急に県単独で、更なる処遇改善を講ずること。

第六に、高次脳機能障害者への支援について、『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム』にとどまらず、医療と福祉の連携の観点からも『高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業』を活用し、圏域ごとに診断できる拠点病院を指定し支援を強化すること。

以上の内容であります。続いて、質疑並びに附帯決議に反対の立場から討論があり、採決いたしましたところ、多数をもって附帯決議を付すことに決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告



委員長 内 沼 博 史

自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「脱炭素社会の実現に向けた取組について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「2021年度の温室効果ガス排出量は前年度に比べて増加しているが、2030年度の基準年度比46%削減の目標に向け、どのようなスキームで取り組むのか」との質問に対し、「企業や家庭に対する省エネ・再エネの導入支援に加え、今年度からはカーボンニュートラルSAITAMAネットワークを立ち上げ、企業・大学等との連携を強めて地域の脱炭素化の促進等にも取り組んでいる。今後、これらの対策の強化に加え、サーキュラーエコノミーなどの社会変革につながるような取組や発電部門でのCO₂削減が進むことで、目標は達成できるものと考えている」との答弁がありました。

次に、「クーリングシェルターの指定までの手続、プロセスはどのようなものか」との質問に対し、「冷房設備を有するなど条件を満たす施設を市町村が指定し、施設の所在地や受入可能人数等を公表することとなっている。県としては、市町村向けの説明会を開催し、気候変動適応法の改正内容などの情報提供を行っている」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なも

のについて申し上げます。

まず、河川環境の保全・共生について、「下水道事業において、DXを更に進め、AIの活用など、新たな技術の導入可能性について検討を行い、具体的な取組に反映すること」。

次に、農林業・農山村の循環型社会への貢献について、「カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ推進の観点から、森林の整備面積の拡大に取り組むこと」。

次に、資源循環型社会づくりについて、「埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォームについて、国、県、市町村、事業者、消費者それぞれが連携して取り組むよう推進していくこと」。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組について、「温室効果ガス削減目標を必ず達成するために、たゆまぬ研究と実践を継続すること」などです。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革 特別委員長報告

委員長 永瀬 秀樹



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「行財政・職員の働き方改革について」及び「県庁舎の建替え等について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「女性職員の登用・キャリア形成支援のため、幹部職員の働き方を変えていくことにどのように取り組んでいるのか」との質問に対し、「幹部職員も含め、多様な働き方に取り組んでいる。様々な事情等で仕事のチャンスを得ることがないよう、テレワークの推進など柔軟な働き方を取り入れ、職員がより自分らしく働けるような職場環境の整備を、意識改革と併せて進めている」との答弁がありました。

次に、「県庁舎の再整備については、バックキャストの手法で、早急に目標期限を定め、基本構想の策定に向け段階取りすべきではないか」との質問に対し、「今後、複数の議論を並行して進めることで検討を加速させ、将来の

県庁舎の在るべき姿から逆算したスケジュールを早期に示し、基本構想の早期策定に努めていく」との答弁がありました。

次に、「将来の県庁舎の位置は、現在地とそれ以外のそれぞれのメリット・デメリットを整理した上で検討することまでが令和6年度の取組だと考えるがどうか」との質問に対し、「DXを踏まえて県庁舎の位置が県民や職員に及ぼす影響を整理した上で、現在地で再整備する場合と移転する場合について、コストなどの定量的な面や、文化や土地柄などの数字で表し難い定性的な面でのメリット・デメリットを早期に示し、検討を進めていく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した、本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、魅力ある地域づくりについては、「移住相談などの施策がどの程度移住に結び付いているかの効果検証をしっかりと行うこと。また、人口増加の真因を把握し、施策効果の捕捉や人口増加が図られている地域の要因分析をしっかりと行うこと」。

次に、地方財源の確保対策については、「地方法人二税の偏在是正に向けて、県として補助金や税の優遇など更なる具体的な取組を講じること」。

次に、情報技術の活用・DXの推進については、「行政手続のオンライン化、特に申請手続については、市町村の事務等も把握しながら、阻害要因を追究するとともに、国に法令改正等の要望をきちんと行っていくこと」。

次に、県庁舎の建替え等については、「県庁舎再整備検討委員会及び専門家会議の検討結果を早急にまとめること」などです。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

公社事業対策 特別委員長報告

委員長 松澤 正



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団」、「公益財団法人埼玉県国際交流協会」及び「社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団について、「埼玉会館と彩の国さいたま芸術劇場を一体的に運営すると、相乗効果が生まれるというが、疑問を感じる。今後の対策や取組はどうか」との質問に対し、「両施設は、立地や座席数、舞台の広さ等が異なるため、それぞれの特性をどう生かすのかを勘案し、よりよい芸術作品を県民に届けることを考えていく。また、両施設で音響や照明などの技術者が兼務することでコストダウンが図れており、引き続き取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県国際交流協会について、「外国人総合相談センター埼玉の相談件数について、コロナ禍だった令和3年度に減少した理由は何か。また、現在の相談体制はどうか」との質問に対し、「令和2年度から開設したコロナ専用ホットラインの相談件数を含めていないことによる。また、相談体制については、やさしい日本語を含めて13言語に対応しており、英語を含む4か国語は、相談員が常駐している。労働相談や法律相談などの専門的な相談には、定期的に専門家を招いて対応している」との答弁がありました。

次に、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団について、「利用者が将来的に社会の中で自立することを考えると、地域との共生を促進していくべきだと考えるが、どのような取組を行っているのか」との質問に対し、「様々な人と関わり、経験を積むことが重要であると考え、地域の集まりや行事など、様々な活動に積極的に参加させている。施設の退所後も社会の中で生活していけるよう、引き続き訓練や指導を行っていく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、県の公社指導について及び公益財団法人埼玉県下水道公社関連として、「安心安全な維持管理推進のため、インフラ人材の確保・育成に最善の努力をすること」。

次に、公益財団法人埼玉県公園緑地協会関連として、「公益財団法人として公共性・透明性を保ち、情報公開に努め、県民満足度の高い公園運営に努めること」。

次に、埼玉高速鉄道株式会社、公益社団法人埼玉県農林公社及び埼玉県土地開発公社関連として、「県を含めた関係団体との人事交流を深め、事業がスムーズに展開するよう努力すること」。

次に、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団関連として、「芸術文化振興のため、持続的な施設利用率の向上と鑑賞者の裾野の拡大に努めること」などです。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告



委員長 横川 雅也

少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用及び新型コロナウイルス感染症に関する総合的対策」であります。今回は、「子育て支援について」、「児童虐待防止対策について」及び「新型コロナウイルス感染症への対応状況」について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「不妊・不育症に関する支援制度について、周知啓発をどのように進めているのか。また、男性への周知も必要と考えるがどうか」との質問に対し、「県ホームページへの掲載のほか、女性が多く利用する生理アプリに埼玉妊活支援特設ページを設け制度の周知を図っている。また、男性に対しては、若いうちからの周知が重要と考え、若いカップルに出前講座や電話相談を実施するほか、男子生徒が比較的多い高校への出前講座の開催を働きかける」との答弁がありました。

次に、「学校において、児童虐待の早期発見や対応に向けて行っていることは何か」との質問に対し、「全ての公立小中高、特別支援学校の教員を対象に、児童虐待対応研修を実施している。また、児童虐待が疑われる案件に対して迷わず対応できるよう、ハンドブックを作成し、周知している。児童虐待に対しては、教職員、スクールカウンセラーなどがチームを組んで対応するため、チームとしての関わり方や役割を学び、早期発見、早期対応に努めていく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、障害者への支援について、「他都道府県からの転入者等における知的障害の手帳の等級、区分の判定の際は、転入前と同等の援助、手帳サービスが受けられるよう対応すること」。

次に、地域医療について、「医師確保の観点から、奨学金制度の地域枠の拡大に努めること」。

次に、高齢者への支援について、「重層的支援体制整備事業について、対象者への支援を効率的かつ迅速に行うため、市町村と連携を図り情報収集共有システムの検討を行うこと」。

次に、児童虐待防止対策について、「児童相談所の体制強化のため、本県の児童福祉司の定数を国の配置標準数に一致させ、更なる処遇改善を図るとともに、児童相談

所職員の定期的なケアを行うこと」。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応状況について「新型コロナウイルス感染症対策で得た知見を感染症予防計画に反映し、次世代に継承していくこと」などがあります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「新型コロナウイルス感染症に関する総合的対策」につきましては、今回をもって審査を打ち切ることとし、また、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告

委員長 宇田川 幸 夫



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」ですが、今回は、「雇用対策と働き方改革の推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「若手従業員の奨学金返還支援制度は、若者支援の中でも重要と考えるが、今後も利用の拡大を図っていくのか」との質問に対し、「この支援制度は、企業側は若者から選ばれる魅力的な企業となり、従業員も返還支援を受けることができるため双方にメリットがある。企業に対しては、県主催イベント、経済団体の機関誌などで補助金を周知してきたが、今後も、奨学金返還を支援する企業の知名度やイメージの向上を図る取組により、補助金を利用する企業を増やしていく」との答弁がありました。

次に、「運送業や建設業では、2024年問題も抱える中、人材不足が一層懸念される。若者を中心に魅力を伝えていく必要があるが、どのような取組を行っていくのか」との質問に対し、「埼玉県トラック協会では、運輸事業振興助成補助金を活用し、ドライバーの魅力を伝える動画を作成してPRを行っており、引き続き、協会と連携して周知を図っていく。また、建設業では、工業高校を対象とした現場見学会を開催し、建設業への理解を深めているほか、令和6年度からは、職場が抱える課題を生徒に示し、社員と議論するといった探究型インターンシップを実施する予定であり、工業高校のみならず、高校生全体に職業理解を促進していく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、埼玉県経済の動向と経済・雇用対策について、「男性育休の推進のため、取得期間への言及を含め取組の深化を行うこと。また、男性育休推進員の増員をすること」。

次に、先端産業の推進と企業誘致について、「県内中小企業の稼げる力につなげるため、成長が見込まれる分野の製品開発・補助は、成果がしっかりと見込まれるものを見定めること」。

次に、中小企業の振興について、「中小企業の生産性を上げるため、更なるDXの推進を図るとともに、省力化投資等を促す取組を進めること」。

次に、雇用対策と働き方改革の推進について、「多様な働き方の推進に加え、長時間労働の是正と、正規、非正規間の格差の是正を着実に図ること」などです。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

委員長 浅 井 明



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」ですが、今回は、「災害や危機への対応力向上に向けた取組について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「高圧ガス防災訓練について、輸送時における事故を想定して実施した理由は何か。また、過去の事故の事例を踏まえた内容なのか」との質問に対し、「輸送中の事故は、広範囲に被害が及ぶ可能性があるが、輸送中は技術者が少数しか帯同していないため、十分な初期対応が難しい。2次被害を抑えるためには、警察、消防など関係機関との連携がより重要なことから、訓練を実施した。また、訓練内容については、高圧ガス事業者等の関係者で協議し、過去の事例も踏まえた実践的な訓練となるよう計画している」との答弁がありました。

次に、「埼玉版FEMA図上訓練のシナリオについて、民間事業者に委託しているが、外部の意見を取り入れるメリットは何か」との質問に対し、「民間事業者が持つ専

門的な知見や最新の視点を踏まえたアドバイスを反映させることで、内容に厚みが増し、より充実した訓練ができる」との答弁がありました。

次に、「自治会の高齢化が進む中、中学校と自治会の合同防災訓練によって、中学生が訓練に参加することで、地域の防災力向上につながると考えるがどうか」との質問に対し、「自主防災組織等でも高齢化は課題となっており、県としても若者向けの取組を促進している。今後も、中学校と自治会の合同訓練などの好事例を市町村とも共有しながら、若者の防災活動への参加を促していく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、大規模災害時の対応について、「埼玉県防災情報メールについては、インターフェースを改善するとともに、防災、天気、ニュース等の各アプリにも防災情報を配信するなど、できるだけ多くの県民に情報が配信される仕組みを検討すること」。

次に、災害に強い県土づくりについて、「県営公園における防災活動拠点機能について、地震のみならず水害のシミュレーション等の情報も共有しながら検討すること」。

次に、消防力の充実・強化について、「消防団員数の増加に向けた取組を進めるとともに、減少傾向である現実を踏まえて、新たな組織体制の構築や運営方法などについて研究すること」。

次に、災害や危機への対応力向上に向けた取組について、「防災訓練への学生の参加を促進し、運営については、民間組織も含め検討すること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

委員長 飯塚俊彦



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」であります。今回は、「グローバル人材の育成について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「『埼玉発世界行き』奨学金について、企業の冠奨学金を増やすためにどのような取組を行っているのか。また、海外の大学に留学するには相当な費用がかかり、100万円程度では足りない状況であるが、金額に関する検討は行っているのか」との質問に対し、「埼玉県国際交流協会と協力し、経済団体などを通じて企業に冠奨学金の周知を行うとともに、関心のある企業には、奨学金の設置に向けた丁寧な説明を行っている。また、来年度は、新たな奨学金として、将来のグローバルリーダーを養成するため、350万円の奨学金を設ける。今後も、様々な奨学金を活用しながら、支援していく」との答弁がありました。

次に、「グローバル人材の育成のためには、単に英語を学ぶだけでなく、まずは自国の文化や歴史に精通することが重要であり、その上で、海外で経験を積み、世界の中の日本という視点を持てる人材を育成することが必要と考えるがどうか」との質問に対し、「自国の文化や歴史を知ることが、海外の人々とコミュニケーションを図る上での基本であり、グローバルリーダー育成プロジェクトでも、日本の伝統文化について理解するための研修を行っている。また、若いうちに日本を飛び出し、多様な文化を学び、海外から日本を見る視点など、新たな価値観を有することは、海外や国内、そして県内で活躍していく人材の育成につながる」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、教育改革について、「教員のAIリテラシー、ICTリテラシーを高め、指導力の向上にスピード感を持って対応すること」。

次に、文化の振興について、「文化財保存活用地域計画について、市町村の計画策定への支援はもとより、県としての財政的支援なども含め、文化財の保存活用が進むように検討すること」。

次に、スポーツの振興について、「SNSの活用をより図るなど、障害者アスリートの就職サポートの更なる推進を図ること」。

次に、グローバル人材の育成について、「語学のみならず、自国の文化、歴史に精通した人材を育成すること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。